

**迅速かつ適切な高齢者虐待
対応に向けて―横浜弁護士会
「自治体高齢者虐待防止対応アン
ケート」結果から**

平成十八年に、いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待のおそれがある場合、市町村に通報することが義務づけられました。厚労省の平成二十二年度調査によると、高齢者虐待の相談件数は増加しており、本県についても同様の傾向がみられます。

虐待発生の背景には、介護疲れやストレス、高齢の方の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下等のほか、介護に対する周囲の無関心や、希薄な近隣関係など、孤立しやすい社会の現状も要因として考えられています。

さまざまな要因が複雑に絡み合っていることや、生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い段階で第三者が介入するなど、虐待の悪循環を止めることが大切です。

▼支援ネットワーク構築の課題

前述の厚労省調査では、市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、「対応

窓口の住民への周知」が八二・八％の市町村で実施済みである一方、「独自マニュアル等の作成」「支援ネットワークの構築」等の実施率が低いことが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、横浜弁護士会の「高齢者・障害者の権利に関する委員会（委員長・内嶋順一弁護士）」は平成二十二年六月、政令市を除く市町村を対象に調査を実施しました。（回答数二十六、回答率八六・七％）

▼弁護士からみた虐待対応の課題

調査の結果、市町村の担当職員数について「不足」「やや不足」との回答が過半数を超えること（七カ所、六五・四％）、外部機関・団体と連携して高齢者虐待対応を行った経験のない市町村があ



ること（三カ所）、ケース会議に専門家等の参加を求めるための経費が予算化されていない市町村が大半を占めること（二十一カ所、八〇・八％）などが分かりました。

市町村行政の抱える虐待対応の困難さとして、介入の判断の見極めやケース会議運営の課題が浮き彫りとなり、同委員会は「実質的な支援体制や、必要な専門家の助言が得られないことで、適切な虐待対応が図られにくくなっているのではないか」「対応経験の少ない管理職や担当職員も迅速に対応できるよう、自治体としての研修体制が必要ではないか」と分析しています。

また、虐待を受ける高齢者の保護として、虐待者からの分離を図るための入所先（特別養護老人ホーム等）の確保について、ほとんどの自治体で、相談を受けた都度、空室等の確認をしている状況がうかがえました。調査の回答では「介

護を必要としない（自立度の高い）高齢者が虐待を受けた場合、一時保護先を確保することが難しい」といった声も上がっています。

同委員会では、「分離が必要な場面でも、保護するための入所先等が確保できないために、やむを得ず事態の推移を見守るしかないというジレンマに陥っているのではないか」と指摘し、各市町村の支援ネットワーク構築の状況について、検証の必要があると警鐘を鳴らしています。

▼高齢者・介護者を支えるために

高齢の方や介護に携わる方が、地域の支え合いや制度を利用しながら、自分らしく生活していける地域づくりを目指して、支援ネットワークの見直しが急務です。

同委員会では、高齢の方・障害のある方の法律相談に対応するほか、本会「かながわ権利擁護相談センター（愛称..あしすと）」でも同委員会の協力のもと、相談を受け付けています。

◆横浜弁護士会「みまもりダイヤル」

☎045-211-7720（申込受付）

◆かながわ権利擁護相談センター

☎045-312-4818

（企画調整・情報提供担当）

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について取り組みが少ない項目（平成22年度厚労省調査結果から本会作成）

- ▶ 行政機関・法律関係者・医療機関等からなる「関係機関介入支援ネットワーク」構築
- ▶ 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築
- ▶ 警察署長への援助要請等に関する警察署担当者との協議
- ▶ 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
- ▶ 老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整